

タイトル	René Davidの議決権理論と権限濫用法理・再考
著者	堀井, 拓也
引用	北海学園大学法学研究, 59(1): 37-61
発行日	2023-06-30

論 説

René David の議決権理論と権限濫用法理・再考

堀 井 拓 也

- I David の議決権理論とその後のフランス会社法学への影響
 - 1 序説
 - 2 David 以降の議論の展開
 - 3 本稿の問題意識
 - 4 本稿の構成
- II テーズにおける議論
 - 1 序説
 - 2 権利観
 - 3 株主の議決権の法的性質とその限界：権限濫用法理による少数派株主の保護
 - 4 株式発行会社における権限濫用の要件
 - 5 小括
- III 小論における議論
 - 1 序説
 - 2 権利観
 - 3 議決権の行使をめぐる行為規範
 - 4 小括
- IV 考察
 - 1 序説
 - 2 2つの論文における David の議論の比較・検討
 - 3 David の議論にみる Josserand の影響と両者の議論の比較
- V おわりに
 - 1 まとめ
 - 2 今後の検討課題

I David の議決権理論とその後のフランス会社法学への影響

1 序説

フランス会社法学においては、「株主の議決権はその権限 《pouvoir》¹

の行使である」という理解が通説と位置付けられてきた²。筆者が前稿で検討したように、このような通説的理解は、1920年代のRené David³とHenri Decugis⁴の議論に端を発するものである⁵。特にDavidは、多数派株主による議決権の行使は、私的な（利己的な）利益のみを充足するために行使するものではなく、団体であるソシエテの利益《intérêt social》⁶を充足するように行使するべきものであること、および、フランス行政法判例において確立していた権限濫用法理を、株主の議決権行使の限界を画する法理として応用すべきであることを論じた⁷。

破毀院商事部1961年4月18日判決⁸は、株主総会の「決議が会社の

¹ 《pouvoir》を「権限」と翻訳することについて、山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）443頁。また、フランス行政法研究においても、現在では《détournement de pouvoir》の訳語として「権限濫用」が当てられることが定着している（例えば、山口編・前掲注（1）166頁、交告尚史「権限濫用の法理について」東京大学法科大学院ローレビュー4号（2009年）163頁）。本稿もこれに従うことにした。

² V. J. DELVALLÉ, La collégialité en droit des sociétés, Dalloz, 2019, n° 329, p. 271. この点について、わが国の会社法の代表的な概説書である、伊藤靖史ほか『会社法〔第5版〕』（有斐閣、2021年）68頁〔田中亘〕では、「かつては、共益権は個々の株主がもつ「権利」というよりは、むしろ会社ひいては株主全体の利益のために行使すべき「権限」であるとし、自益権との差異を強調する見解が有力に主張された。しかし今日では、共益権も自益権と同様、基本的には株主自身の利益のために行使できる権利であるとの立場が一般的である。」と説明されている。以上の記述に代表されるように、現在のわが国の会社法学説では「権限」であるという理解はみられないといってよい。

³ R. DAVID, La protection des minorités dans les sociétés par actions, Sirey, 1929（以下ではDAVID [1929 ①]として引用する）。

⁴ A. DECUGIS, L'abus de droit dans les sociétés par actions, Journal des sociétés 1925, pp. 481-494.

⁵ DeguisとDavidの議論の検討とその比較については、堀井拓也「フランス法における株主の議決権の法的性質と権限濫用法理」法学研究96巻1号（2023年）389頁以下を参照。以下のDavidの記述も同論文における分析に依拠している。

⁶ 「ソシエテ」として把握することについて、石川真衣「フランス株式会社法における「ソシエテ契約（contrat de société）」概念の意義（1）」早稲田法学95巻1号（2019年）126頁、堀井・前掲注（5）405頁注35を参照。

⁷ 以上のDavidの議論については、II・2においてあらためて詳細にみていく（堀井・前掲注（5）393-398頁も参照）。

⁸ Cass. com. 18 avril 1961, Bull. civ. III, n° 175.

一般的利益 (l'intérêt générale de la société) に反し、少数株主の損害において多数株主に利益を与えようと専ら意図して (dans l'unique dessein) なされた場合⁹に「多数派の濫用《abus de majorité》」¹⁰が成立することを明らかにした。問題となった株主総会決議が「多数派の濫用」であるとされると、当該決議 (に基づく会社の行為) は裁判官によって無効《nullité》¹¹とされる。

以上の判断枠組みは、先にみた David の議論と極めて整合的である¹²。David の議論は、多数派株主 (支配株主) の専横から少数派株主をどのように保護すべきかという議論の方向性を示すとともに、「多数派の濫用」法理の生成と確立に大きな影響を与えたものといえる¹³。

2 David 以降の議論の展開

破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決の示した判断枠組みは、その後、多くの議論がなされてきた¹⁴。特に、ソシエテの利益に適合するか否を議決権行使の基準とすることの是非について議論の蓄積がある。これは、株主の議決権 (行使) の法的性質に関わる問題である。すなわち、株主の議決権は「権利《droit subjectif》」¹⁵なのか、それとも「権限

⁹ 以上の翻訳は、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決を検討した、神田秀樹「資本多数決と株主間の利害調整 (三)」法学協会雑誌 98 巻 10 号 (1981 年) 127 頁による。

¹⁰ 様々な訳語が当てられているが、前稿と同様に、本稿では「多数派の濫用」(例えば、石川真衣「フランス株式会社法における「ソシエテ契約 (contrat de société)」概念の意義 (三・完)」早稲田法学 95 巻 4 号 (2020 年) 114 頁) の表現を用いることにした。

¹¹ 《nullité》は「無効」と訳すことが定着しているといえるが(山口編・前掲注(1) 391 頁参照)、石川真衣「株主総会決議の瑕疵をめぐる問題に関するフランスの近時の展開」神田秀樹責任編集＝資本市場研究会編『企業法制の将来展望——資本市場制度の改革への提言——2021 年度版』(財経詳報社、2020 年) 384-385 頁が論じるように、「nullité は裁判 (裁判官) により宣告されるものであり、それまで瑕疵ある決議は一応有効なものと扱われる意味ではわが国の「取消し」に近いものといえる。

¹² 堀井・前掲注(5) 400 頁参照。

¹³ 堀井・前掲注(5) 400 頁参照。

¹⁴ 学説の概観として、A.-L. CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, L'abus de majorité, de minorité et d'égalité, Étude comparative des droits français et américain des sociétés, Dalloz, n^{os} 234-384, pp. 175-269.

《pouvoir》」なのか、ひいては、「多数派の濫用」は、「権利濫用」であるのか、それとも「権限濫用」であるのかという問題である。

前述のように、David にその起源を見出すことができる通説的な理解によれば、株主の議決権は「権限」として把握され、株主はソシエテの利益に適合するように議決権を行使されなければならない。それゆえに「多数派の濫用」は、行政法学において生成・発展してきた権限濫用法理と接近する法理として把握されることになる¹⁶。破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決が示した判断枠組みは、以上のような通説的な理解と整合的である。

しかしながら、この通説的な理解に異を唱える学説も有力に主張されてきた。例えば、Dominique Schmidt¹⁷ は、多数派（支配）株主の議決権における「権限」としての性質を受容しながらも¹⁸、ソシエテの利益《intérêt société》という必ずしも法文の根拠を持たない概念を「多数派の濫用」の基準とすることに対して、1970 年代より一貫して批判してきた¹⁹。また、Patrick Ledoux²⁰ は、株主の議決権は権利《droit subjectif》として把握すべきであり、その行使は目的へ適合することの要求《finalité》は存在しないとして²¹、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決の示した判断枠組みを徹底的に批判する。

他方で裁判例に目を移すと、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決の示

¹⁵ 《droit subjectif》を「権利」として把握すべきことについて、山口編・前掲注（1）185 頁。《droit subjectif》の意義と定義については、現在においても議論がある。V. J. GHESTIN et H. BARBIER, *Traité de droit civil, Introduction general*, t. 1: *Droit objectif et droits subjectifs — Sources du droit*, 5^e éd., 2018, n^{os} 272-288, pp. 210-227.

¹⁶ そのような理解を示す代表的な議論として、E. GAILLARD, *La notion de pouvoir en droit privé*, *Economica*, 1985, n^{os} 78-86, pp. 56-61.

¹⁷ D. SCHMIDT, *Les droits de la minorité dans la société anonyme*, Sirey, 1970.

¹⁸ V. SCHMIDT, *supra* note 17, n^o 60, p. 42.

¹⁹ V. SCHMIDT, *supra* note 17, n^{os} 187-240, pp. 139-182. Schmidt は現在に至るまでこの問題について精力的な議論を展開する。特に D. SCHMIDT, *Les conflits d'intérêts dans la société anonyme version nouvelle*, Joji, 2004 において、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決の示した判断枠組みについて、より徹底的な批判がなされている（n^{os} 318-345, pp. 313-339）。PACTE 法の後の Schmidt の論考として、v. D. SCHMIDT, *La loi PACTE et l'intérêt social*, *D.* 2019, p. 633.

²⁰ P. LEDOUX, *Le droit de vote des actionnaires*, LGDJ, 2002.

²¹ V. LEDOUX, *supra* note 20, n^{os} 135-222, pp. 129-194.

した「多数派による濫用」の判断枠組みは、現在に至るまで基本的に維持されている²²。また、2019年に成立したいわゆる PACTE 法²³は民法典 1833 条を改正し²⁴、ソシエテ（会社）はその利益のもとで運営されなければならないことが明確となった。以上のような裁判例の現状と立法の状況は、株主の議決権はソシエテの利益のために行使しなければならない「権限」の行使である、という伝統的通説の理解と依然として整合的であるように思われる。

3 本稿の問題意識

以上のように、株主の議決権の行使の限界はその法的性質と関連付けられて議論が展開されてきた。そして、この法的性質論は「多数派の濫用」の要件論に関わる重要な問題である。本稿は、株主の議決権を「権限」と捉える通説の見解の基礎をなしたといえることができる René David の議論を再び取り上げるものである。紙幅の問題もあり、前稿では David の議論の大枠を示すことはできたものの、十分な考察を加えることができなかった。また、David はテーズの商業出版と同年の 1929 年に小論文である “Le caractère social du droit de vote”²⁵ を公表している。David の 2 つの論文は、現在の会社法学説においてもしばしば言及される。しかしながら、筆者が David 以降のフランスにおける議論を渉猟する限り、その議論を詳細に検討・考察するものは見当たらない。フランス法における通説的理解の本質を理解し、株主の議決権行使の限界

²² CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, supra note 14, n° 237, p. 177.

²³ Loi n° 2019-486 du 22 mai 2019 relative à la croissance et la transformation des entreprises. PACTE 法については、石川真衣「企業の成長及び変革に関する 2019 年 5 月 22 日の法律第 2019-486 号 (PACTE 法)」比較法学 54 巻 2 号 (2020 年) 91 頁以下が詳細な紹介と検討を加える。

²⁴ 改正後の民法典 1833 条（以下の条文の翻訳は、石川・前掲注 (23) 96 頁による）
 ①あらゆる société は、適法な目的を有し、且つ社員 (associés) の共通の利益のために設立されなければならない。
 ②sociétés は、その sociétés の利益 (intérêt social) のために運営され、これにあたってその活動の社会的及び環境上の課題が考慮される。

²⁵ R. DAVID, Le caractère social du droit de vote, Journal des sociétés 1929, pp. 401-425（以下では、DAVID [1929 ②] として引用する）。DAVID [1929 ②] については、石川真衣「フランス株式会社法と会社契約理論」早稲田大学審査学位論文（博士）（2017 年）352-353 頁が簡潔な紹介と若干の検討を加えている。

を再検討するための示唆を得るうえで、David の議論を詳細に検討し考察を加えることは、必要不可欠であると考え²⁶・²⁷。

4 本稿の構成

本稿は、以下の順序で検討を進める。

まずⅡでは René David のテーズにおける議論について再検討する。David のテーズの一部について、筆者は前稿において検討した²⁸。本稿はこれを参照しながら、David が権利それ自体をどのように考えていたのか、そしてまた議決権を中心とする権利行使の限界についてどのように考えていたのかについて、考察を深めていく。

Ⅲでは、前稿において棚上げとなっていた、David の小論文、“Le caractère social du droit de vote” について検討を加える。テーズと本論文の内容に関しては、その主張において重複する部分があるものの、必ずしも相互に引用されているわけではない。小論文では、テーズにおける議論を発展させるとともに、ややニュアンスの異なる主張も展開している。Ⅱにおける検討と同様、David の権利観と権利行使の限界に関して、テーズとの比較を意識しつつ検討を加える。

Ⅳは本稿のまとめである。David は自説の展開に際して、当時を代表する民法学者である Louis Josserand の権利論²⁹を引用している。

²⁶ David の議論は、民法学における権利《droits subjectifs》と《pouvoir》の区別をめぐる議論の出発点となっている (v. GAILLARD, supra note 16, n° 21, p. 22; J. VALIERGUE, Les conflict d'intérêts en droit privé. Contribution à la théorie juridique du pouvoir, LGDJ, 2019, n° 120, p. 49)。本稿には、権利論に関するわが国におけるフランス民法研究 (この問題に関する近時の研究として、高秀成「フランス法における権限 (pouvoir) と財産管理制度」慶應法学 23 号 (2012 年) 85 頁以下) を補うという副次的な目的も見出すことができる。

²⁷ 「多数派の濫用」の判断枠組みが徐々に確立していった 1930 年代から 1960 年頃にかけては、法哲学者による権利《droit subjectif》論が展開された。より具体的には、J. DABIN, Le droit subjectif, Dalloz, 1952 および Paul Roubier, Droits subjectifs et situations juridique, Sirey, 1963 の議論である。これらの論者の権利論において、株主の議決権に代表されるような団体における個人の権利行使がどのように捉えられてきたのという問題は、株主の議決権の法的性質に注目する本稿の問題意識からも重要である。

²⁸ 堀井・前掲注 (5) 393-398 頁参照。

²⁹ L. JOSSERAND, De l'esprit des droits et de leur relativité, 2^e éd., Dalloz, 1939,

Josserand の議論との比較を意識しながら、David の議論に再び考察を加える。

II テーズにおける議論

1 序説

David のテーズは、そのタイトルに明示されているように、株式発行会社《sociétés par actions》³⁰における少数派株主の保護にフォーカスするものである。以下では、筆者の前稿における分析³¹に依拠しつつ、権利観と権利行使の限界に焦点を当てる本稿の問題意識に合わせて記述を再構成しながら、考察を深めていく。

2 権利観

David の議論は、伝統的な分類《tradition classique》³²に従い、諸権利は2つに分けることができるとする³³ところから展開される。

①一方の権利は、債権や物権のように、権利者自身の利益を満たすように行使されるものであり、David はこれを《droits-pouvoirs》と呼ぶ³⁴。②もう一方の権利は、権利者自身の利益よりも他者の利益が優先される権利であり、David はこれを《droits-fonctions》と呼ぶ³⁵。以上の権利の

réimpr. 2006 (以下では、JOSSERAND [1939] として引用する)。権利論および権利濫用の問題に関して、Josserand は、David も引用する 1927 年に出版された同書の初版 (L. JOSSERAND, De l'esprit des droits et de leur relativité, théorie dite de l'abus des droits, Dalloz, 1927 (以下では、JOSSERAND [1927] として引用する)) のほか、1905 年に出版されたモノグラフ L. JOSSERAND, De l'abus de droit, 1905 を公表している。なお、JOSSERAND [1939] の日本語の翻訳書は存在しないが、ジャン・ダバン (水波朗訳) 『権利論』 (創文社、1977 年) において、Josserand の権利論と権利濫用理論に関する記述の一部が翻訳されている (Dabin は Josserand の権利論と権利濫用理論を直接引用した上で批判を加えているため)。本稿ではこの翻訳を引用する。

³⁰ 《sociétés par actions》を「株式発行会社」とすることについて、山口編・前掲注 (1) 562 頁を参照。

³¹ 堀井・前掲注 (5) 393-398 頁参照。

³² 直訳すれば「伝統的な慣習」となるが、その出典は明示されていない。

³³ DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

³⁴ DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

区別の背後には、「権利は絶対的ではない」という価値判断が存在する³⁶。

David は、諸権利の区別に際して、当時を代表する民法学者である Louis Josserand の議論に言及する。Josserand は、それがいかなる（個人的な）特権であったとしても、諸権利には満たすべき共同の使命があると論じる³⁷。David は、新しいコンセプト《nouvelle conception》と評する以上の Josserand の権利論を踏まえて、反社会的な権利の行使は認められないことを確認する³⁸。

3 株主の議決権の法的性質とその限界：権限濫用法理による少数派株主の保護

以上の権利観を踏まえて、David は、テーブルにおける主たる検討課題である、株式発行会社における多数派株主の濫用的な権利行使からどのように少数派株主の保護を図るべきかの検討を進める。

まず David によれば、株主総会における多数派株主（支配株主）の権利《droits de la majorité》³⁹ は、《droits-fonctions》に分類されることになる⁴⁰。前述のように、《droits-fonctions》は、自己の利益よりも他者の利益が優先される権利である。権利者である株主自身の利益ではなく、ソシエテの利益《intérêt social》のもとで存在するということになる⁴¹。この点について David は次のように論じる。

「総会における多数派は、その意思を表明する権利とその意見を強制する権利をもつという以上に、ソシエテの繁栄とその事業が順調に進むように務める責務がある。」⁴²

³⁵ DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

³⁶ V. DAVID [1929 ①] n° 41, p. 43.

³⁷ David は、JOSSERAND [1927] n° 216 を引用する。

³⁸ DAVID [1929 ①] n° 41, p. 44.

³⁹ ここでは「ソシエテの株主総会における多数派の権利はこのソシエテの利益において存在する」と論じられており（DAVID [1929 ①] n° 44, p. 46）、必ずしも議決権に限定しない趣旨であると考えられる。

⁴⁰ DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

⁴¹ DAVID [1929 ①] n° 44, p. 46.

⁴² DAVID [1929 ①] n° 48, p. 49.

ソシエテの利益に反する形で多数派株主（支配株主）の権利が行使された場合、裁判所はどのようにこれに介入をしてコントロールすべきことになるだろうか。

David は、《droits-fonctions》たる多数派株主（支配株主）の権利行使（ここでは専ら株主総会決議を通じた議決権の行使が念頭に置かれている）の限界を画するアプローチとして、行政法学において生成・発展してきた権限濫用法理を適用（応用）すべきであると論じる⁴³。権限濫用法理は、行政機関の権限は一定の目的によって拘束され、その目的の範囲内でのみ行使することができるという考え方に基づいている⁴⁴。David は同様の価値判断を、私法上の問題である株主総会における多数派の権利行使について応用するのである。

4 株式発行会社における権限濫用の要件

以上みてきたように、David の議論によれば、①株式発行会社における多数派の権利は《droits-fonctions》であり、権利者自身の（利己的あるいは私的な）利益ではなく、ソシエテの利益を追求するべく行使されなければならない。そして、②以上の《droits-fonctions》たる多数派の権利が濫用的に行使されたことによって、少数派の利益を侵害するような決議が成立した場合には、行政法学における権限濫用法理を応用（適用）するアプローチによって、当該決議を無効とすることによって救済

⁴³ 行政法学における権限濫用法理は明文の根拠をもつものではない。David はそれゆえに、私法領域への応用可能性があることを前提としているようである。《droits-fonctions》については、権限濫用法理のアナロジーとして、裁判所によるコントロールを及ぼすことが適切であり、合理的であるということになる（DAVID [1929 ①] n° 46, p. 47）。また、David は、以上の結論の根拠として、当時の民法典 1134 条（いわゆる「信義誠実」の原則）にその根拠を求める。この点について、堀井・前掲注（5）395 頁を参照。

⁴⁴ 例えば、J. リヴェロ（兼子仁＝磯部力＝小早川光郎編訳）『フランス行政法』（東京大学出版会、1982 年）276 頁は、権限濫用法理について「その行為目的を自由に選択することができる私人と異なり、行政の行為には追求すべき目的（but, fin）が定められている。」「行政が法により定められた目的以外の目的を追求し、委ねられた権限をその法的目的（fin légale）から逸脱（détourner）させる場合、その行為は「権限濫用」（détournement de pouvoir）の瑕疵を帯びている。」と説明する。一定の目的によって、権利（権限）を行使する者が拘束されることを前提とするアプローチであるといえる。

を図るべきである、とまとめることができる。

David は、以上を踏まえて、具体的な会議体における権限濫用《*détournement de pouvoir*》の一般的な要件を提示する。すなわち、第1に、会議体が尽くすべき利益を損なったことであり、第2に、多数派が少数派の犠牲のもとで利益を得たこと⁴⁵である。

5 小括

以上Ⅱでは David のテーズにおける議論を概観した。既に David の議論のフランス会社法学における意義については述べたが、あらためて以下の点を加えて指摘しておく。

まず第1に、David の議論における最も特筆すべき点は、ソシエテの利益に適合するように株主は権利を行使しなければならないことを明示したことにあろう。4 でみた権限濫用の要件は、「多数派の濫用」の判断枠組みを示した破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日と極めて整合的である。1930 年代以降、ソシエテの利益を株主の議決権行使の規範とする裁判例が登場することになるが⁴⁶、David の議論は、ソシエテの利益に適合するように議決権を行使しなければならないとする価値判断とその理論構成を提供するものであったといえることができる⁴⁷。

第2に、David が志向する、行政法学における権限濫用法理を応用するアプローチは、裁判官に対して、権利（権限）を行使する者の主観的な面を審査することを要求することになるということである⁴⁸。以上の David のアプローチは、伝統的な民法学における権利濫用法理、および

⁴⁵ DAVID [1929 ①] n° 57, p. 60.

⁴⁶ CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *supra* note 14, n° 236, p. 176 は、Josserand の議論とソシエテの制度化《*institutionnalisation de la société*》の影響のもと、1930 年から 1935 年頃にかけて《*intérêt social*》概念を取り込んでいったと論じる。Josserand の議論についてはⅣ・3において詳しく検討する。

⁴⁷ 以上のような David の議論は、ソシエテ《*société*》が民法上の契約の一種であるということから演繹的に展開されており、伝統的なフランス会社法学の思考方法と軌を一にするものである。この点について、堀井拓也「フランス法における「組織体としての株主総会」とその理論的基礎・序説 — 1867 年法から 1913 年法までの判例・学説の検討 —」北海学園大学法学研究 58 巻 3 号（2022 年）257 頁以下を参照。

⁴⁸ V. DAVID [1929 ①] n° 27-37, pp. 29-40.

David が示唆受ける行政法学における権限濫用法理とどのような違いがあるのか、そして David の議論はどのように位置付けることができるか、Ⅳにおいて考察を加える。

Ⅲ 小論における議論

1 序説

テーズにおいて示された David の考え方は、同年に公表された小論文である“Le caractère social du droit de vote”においてより洗練された形で、あるいはまた、よりラディカルな形であらためて論じられた。同論文の検討の対象は、株主の議決権に限定されていない。しかしながら、会社法の専門誌に掲載されているように、その記述の多くが株主の議決権の検討に割かれている。以下では、テーズの検討と同様に、David の権利観を確認したうえで（2）、株主の議決権を中心として検討されている、その行使の限界をめぐる議論をみていく（3）。

2 権利観

（1）権利二分論の維持と Josserand の権利論の受容

David は、テーズにおける議論と同様に、諸権利は2つに分けることができることを確認する⁴⁹。

まず、David は個人的な特権《prérogatives individuelles》⁵⁰の存在を確認する⁵¹。これは、権利者の思うがままにこれを行使すること（あるいは行使しないこと）ができるものである⁵²。この権利（特権）の行使によって他者に損害は生じた場合には、（民法学において生成発展してきた）権利濫用の問題となる⁵³。利己的な利益の追求に向けられることは肯定するものの、このような特権であったとしても、無制限な行使が認められるわけではない。

⁴⁹ ここでは「ローマの伝統」に基づいて分類する（DAVID [1929 ②] p. 401）。

⁵⁰ 《prérogative》を「特権」として把握すべきことについて、山口編・前掲注（1）449頁（「ある者・機関の職務に付帯し、その地位の優越性、権力、絶対的免責性などを内容とする権能」と説明される）。

⁵¹ DAVID [1929 ②] p. 401.

⁵² DAVID [1929 ②] p. 401.

⁵³ DAVID [1929 ②] p. 401.

次いで David はこのような権利（《prérogatives individuelles》あるいは《droits subjectifs》）とは異なる、権利概念の存在を確認する。David が《droits-fonctions》あるいは《fonction》と呼ぶ権利である。David は、ここで再び Josserand の議論に言及する。前述のように Josserand は、各々の特権《prérogative》は、それがどんなに個人的なものであったとしても、果たすべき共同の使命があるとする⁵⁴。先にみたように、Josserand の権利観によれば、あらゆる権利に追求すべき目的が見出されることになる。それゆえに権利はあくまで相対的なものと位置付けられ、各権利に見出されるその目的に適合するように権利を行使しなければならないことになる⁵⁵。

David は以上の Josserand の権利観を受容し⁵⁶、「諸権利は純粋に相対的な影響力を持つ」⁵⁷ものであると述べる。そして、このような性質を有する権利に関する裁判所によるコントロールは、行政法判例に由来する権限濫用法理《détournement de pouvoir》と同様のアプローチをとるべきであると論じる⁵⁸。

以上に論じられている David の権利二分論は、テーズにおいて示された権利観と基本的に軌を一にするものといえるであろう。

（２）私法上の「責務」概念と議決権の法的性質

David は、以上の基本的な権利観のもと、責務《fonction》⁵⁹に分類される権利には、公法上のものだけでなく、私法上のものも存在すると指摘する⁶⁰。この点について次のように論じる。

⁵⁴ DAVID [1929 ②] pp. 401-402. ここではテーズと同様に L. JOSSERAND [1927] n° 216 が引用されている。

⁵⁵ 以上について、v. JOSSERAND [1939] n° 292-293, pp. 394-395.

⁵⁶ もっとも、David は、Josserand の議論に全面的に同意するわけではない。David は、「すべての権利がそれに固有の社会的な使命において制限されるとすることは正しくない」と論じる（DAVID [1929 ②] p. 402）。

⁵⁷ DAVID [1929 ②] p. 402.

⁵⁸ DAVID [1929 ②] p. 402.

⁵⁹ 《fonction》を「責務」として把握することについては、山口編・前掲注（１）236 頁による。本稿では、小論における David の議論のキーワードであるため、「責務《fonction》」と表記することにする。

⁶⁰ DAVID [1929 ②] p. 403.

「私法上の責務《fonction du droit privé》は、公法における責務と同様に、資格者の利己的な利益のもとで行使することはできない。すなわち、資格者が持つ権限《pouvoir》は、その不可欠な使命《destination nécessaire》によって濫用されることはできない」⁶¹

David はここで様々な議決権（投票権）《droit de vote》⁶²の意義について検討を加える。David によれば、議決権は《droit-fonctions》に分類されるのであり、一定の利益を充足するように行使されなければならない、社会的な性質《caractère social》が認められる⁶³。David は、「議決《vote》は、常に責務《fonction》である」⁶⁴と断言する。

David は、以上の議決権の社会的な性質を踏まえて⁶⁵、議決権の行使に関する考察を深める。項目をあらためて検討する。

3 議決権の行使をめぐる行為規範

David は議決権の行使に関して、以下の2つの行為規範を提示する。

第1に、議決権の行使は、よく事情を考慮しながらも、自由になされなければならないというものである⁶⁶。

議決権の責務《fonctions》としての法的性質が強調されるならば、権利行使に際して権利者の自由裁量は認められず、必ず一定の利益に適合するように行使する必要があると考えることもできなくはない。しかし、David はそのようには考えていない。議決権には社会的な性質が肯定されるものの、あくまでその行使は資格者の自由であるということが強調される。そして、「自由に行使されなければならない」というテーゼは、部分的ではあるものの、株式会社法においても同様に当てはまると

⁶¹ DAVID [1929 ②] p. 403.

⁶² David の議論は、株主の議決権に限定されるものでなく、様々な投票権《droit de vote》（山口編・前掲注（1）185頁、631頁による）に及びものである。

⁶³ DAVID [1929 ②] p. 405.

⁶⁴ DAVID [1929 ②] p. 404.

⁶⁵ David は、議決権をめぐるこの社会的性質が権利の帰属に関する規律のすべてを支配していると論じる（DAVID [1929 ②] p. 407）。そして、その社会的性質（責務であるが）が認められるがゆえに議決権は原則として譲渡することができないのであるとする（DAVID [1929 ②] p. 410）。

⁶⁶ DAVID [1929 ②] p. 413. David はこれを議決権行使の有効要件と捉えている。

する⁶⁷。また、議決権は「よく事情を考慮して」行使されなければならない。よく事情を考慮して行使されていない場合には、民法法理である《dol》と《fraude》が適用されることによって、決議の効力は否定されることになる⁶⁸。

第2に、議決権は、一定の利益のもとで《dans un intérêt donné》行使されなければならない、というものである⁶⁹。Davidはこれを、「議決権の相対性《relativité》」と表現する⁷⁰。前述のように、Davidは権利を相対的に把握するJosserandの権利論を受容している。問題となる議決権の種類に応じて、求められる利益は異なるものとなる。株式会社において議決権を行使する者は、ソシエテの利益《intérêt social》のために振る舞わなければならない、ということになる⁷¹。

4 小括

以上ⅢではDavidの小論文における議論を概観した。テーズにおける議論との比較とその考察はⅣに委ねられるが、とりいそぎ以下の点を指摘しておきたい。

第1に、諸権利を二分して把握するという、テーズにおいて示された基本的な権利観を維持しながらも、議決権には社会的な性質があるということを繰り返し強調している点である。そのような理解の背後には、全面的ではないものの、Josserandの権利論の受容がある。Davidの権利観と権限濫用法理の意義を正確に把握するには、Josserandの議論を踏まえた考察が必要となる。

第2に、Davidは、私法上の責務《fonction》概念と公法上の責務概念とを基本的にはパラレルに把握しながらも、前者に関してはその行使に一定の自由があることを指摘している。もっとも、この「自由」の意義については検討の余地がある。Davidが何をもって「自由」と捉えているのか、今ひとつははっきりとしないからである。

⁶⁷ DAVID [1929 ②] p. 414.

⁶⁸ DAVID [1929 ②] p. 415.

⁶⁹ DAVID [1929 ②] p. 416.

⁷⁰ DAVID [1929 ②] p. 416 et 419. 《relativité》を「相対性」とすることについて、山口編・前掲注(1) 504頁。

⁷¹ DAVID [1929 ②] p. 420.

第3に、株式会社における株主の議決権行使の問題においてはソシエテの利益のことを意味するようであるが、David が私法上の責務《fonction》において要求する「社会的利益」とは如何なる利益を意味するものであるのか、必ずしも明確ではない。これは David のいう利己的な利益《intérêt égoïste》や個人的な利益《intérêt personnel》と対になる利益を意味するものと考えられるが、具体的な検討がなされているわけではない。

IV 考察

1 序説

II・IIIでみた David の2つの論文は、異なる問題意識から出発しているものであるが、その主張は大枠で共通している。すなわち、①株主の議決権（多数派株主の諸権利）は《droits-fonctions》あるいは《fonction》であり、株主自身の私的な（利己的な）利益の追求に向けられてはならず、株主を構成員とする団体であるソシエテの利益《intérêt social》を満たすように行使されなければならない。そして、②株主によって濫用的な議決権の行使がなされた場合、すなわち利己的な利益の追求に向けられた場合には、行政法学において確立している権限濫用法理と同様のアプローチをとり、株主総会決議の効力を否定することによって少数派株主の救済を図るべきである、とまとめることができる。

もっとも、両論文の内容を仔細にみていくと、既にII・4とIII・4において指摘したように、同じ問題に関してややニュアンスの異なる記述がみられる。そこでIV・2では、David の2つの論文における議論を比較しつつ、いくつかの点について若干の検討と考察を加え、David の理論の理解を深めていく。次いで3では、以上の検討をベースに、David が自説の構築にあたって大きな影響を受けている Josserand の権利論との比較・検討を行うことによって、David の議論の特徴を明らかにする。

2 2つの論文における David の議論の比較・検討

(1) 《droits-fonctions》あるいは《fonction》としての議決権

まず第1に、議決権の法的性質について若干のニュアンスの違いを指摘することができる。

テーズにおいて David は、議決権をだけでなく、多数派株主（支配株

主)の権利一般について《droits-fonctions》としての性質を認めている。これに対して、小論において David は、個々の権利者の有する議決権(投票権)にフォーカスをし、そこに社会的な性質を見出している。前述のように両論文の問題設定の違いは考慮しなければならないが、以上からすれば、David の議論において、どのような議決権割合をもつのかはさして重要ではないということになる。すなわち David は、ソシエテにおける影響力の大きさ(持株比率)に拘わらず、株主の議決権は《droits-fonctions》あるいは《fonction》であると考えているということになる。

この点について、いわゆる拒否権《veto》⁷²として行使される議決権の法的性質の問題がある⁷³。David によれば、株主の議決権はその影響力とは無関係に社会的な性質が認められる。したがって、拒否権についても、当然に《droits-fonctions》あるいは《fonction》として把握されることになるだろう。議決を成立させることができるだけの持株比率を有していないとしても、そして、議決を否決(不成立)させるだけの持株比率を有していないとしても、ソシエテの利益に適合するように行使しなければならないということになる。

なお小論において David は、《droits-fonctions》あるいは《fonction》として分類されることになる議決権についても、原則としてその行使は自由であることを論じている⁷⁴。これはテーズにおいてまったく言及されていない点である。もっとも David は、株式会社においては議決権行使の自由は部分的なものに止まることを指摘し、その例として、議決権行使に関する合意を制限的に解する裁判例に言及するに留まる⁷⁵。したがって、David のいう「自由」とは他者に拘束(従属)されることなく、権利者である株主の意思に基づいて行使することができるという意味に過ぎない。また、一定の留保が付されていることから⁷⁶、一定の制限が課されているとみることもできる。私的な(利己的な)利益を追求する自由があるということの意味するわけではないのである。

⁷² 《veto》を「拒否権」と把握することについて、山口編・前掲注(1) 622頁。

⁷³ フランスにおいて、いわゆる《abus négatif》の問題が顕在化し、学説の議論が進展するのは1980年代以降のことである。学説の概観と検討として、CHAMETIER DE RIBES-JUSTEAU, *supra* note 14, n^{os} 76-97, pp. 57-68.

⁷⁴ V. DAVID [1929 ②] p. 414.

⁷⁵ V. DAVID [1929 ②] p. 414.

⁷⁶ V. DAVID [1929 ②] p. 415.

(2) 議決権行使の基準としてのソシエテの利益《*intérêt social*》の意義

次に「ソシエテの利益」の意義について検討する。この点についても、テーズと小論を比較すると、ややニュアンスの異なる議論が展開されている。

まずテーズにおける David の議論は、ソシエテが民法典の規律する契約の1つであること（民法典 1832 条）から始まる⁷⁷。そして、ソシエテ契約の当事者の「共通の利益《*intérêt commun*》」の存在を要求する民法典 1833 条⁷⁸と、信義誠実の原則を規定する（当時の）民法典 1134 条 3 項に言及をしたうえで、多数派株主には、その総体としての利益《*intérêt collectif*》を満たすべく振る舞うことが要求されていると論じている。David はこれを「ソシエテの利益」と言い換えているということがができる⁷⁹。条文根拠を踏まえた論理が展開されている。

これに対して、小論においては、このような契約法的なアプローチに言及することなく、あらゆる議決権は相対的なものであり社会的な性質が認められるというところから、株主の議決権の行使に際して「ソシエテの利益」が要求されるという結論が導かれている⁸⁰。ここでは民法典の規定への言及はなくなっている。「ソシエテの利益」の意義については、David 以降、公法学説（法人学説）の影響を受けながら、様々な議論が展開していくことになる⁸¹。特に 1960 年代頃より、構成員であるアソシエの利益に限定されない、より広い概念として「ソシエテの利益」を捉える議論⁸²が台頭することになる。小論における「ソシエテの利益」概念は、このような議論の萌芽であると捉えることもできるのではなかろうか。

⁷⁷ V. DAVID [1929 ①] n° 1, p. 1. この点について、堀井・前掲注 (5) 393 頁参照。

⁷⁸ 本条の沿革について、石川・前掲注 (10) 112-118 頁参照。《*intérêt commun*》を「共通の利益」とするものも同論文による。

⁷⁹ V. DAVID [1929 ①] n° 49, p. 51.

⁸⁰ V. DAVID [1929 ②] p. 420.

⁸¹ CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *supra* note 14, n° 236, p. 176. また、PACTE 法前後を含む議論状況の紹介として、石川・前掲注 (10) 118-124 頁を参照。

⁸² 学説について、v. CHAMPETIER DE RIBES-JUSTEAU, *supra* note 14, n° 315-322, pp. 228-233.

(3) 株主総会における権限濫用の要件

最後に、権限濫用《détournement de pouvoir》の要件についても若干の検討を加える。両論文は、行政法学における権限濫用法理と同様のアプローチをとることによって、私的な（利己的な）利益の追求に向けられた議決権行使から少数派株主を保護すべきことを論じているが、その要件をめぐって、テーズと小論文ではニュアンスの異なる議論が展開されている。

すなわち、テーズでは、権限濫用法理を応用して多数派株主による濫用的な議決権行使がなされた場合の少数派株主の救済について、《mobiles》の問題として把握するなど⁸³、明確に主観的なアプローチとして位置付けている⁸⁴。他方で小論においては、株主総会決議の無効という法律効果を得るためには、ソシエテの利益《intérêt social》に反するということを立証すれば足りる⁸⁵と述べるのみであり、必ずしも主観的なアプローチを志向しているわけではない。むしろ客観的なアプローチを志向しているともいえる。前述のように、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決は、議決権を行使する株主の主観的な要素《dans l'unique dessein》を多数派の濫用の要件としている。このことからすれば、David のテーズにおいて示された権限濫用の要件とより整合的であるといえる。

⁸³ V. DAVID [1929 ①] n° 29, p. 32. この点について、堀井・前掲注（5）396 頁も参照。

⁸⁴ DAVID [1929 ①] n° 31, p. 36. このような行政機関の権限行使にかかる（事業）目的と動機へ着目するアプローチに対しては、フランス行政法学説において様々な限界が指摘されているようである。亘理格『公益と行政裁量——行政訴訟の日仏比較——』（弘文堂、2002 年）102-112 頁〔初出 1991 年〕参照（「権力濫用型審査手法（contrôle du détournement de pouvoir）の後退傾向」と題して（同書 102 頁）、そのような傾向を示すフランス行政法学説・裁判例を検討する）。

また、David はフランスを代表する公法学者である Maurice Hauriou の概説書（Précis de droit administratif）を引用する（版と頁番号については不明。なお、Hauriou も《but》や《motifs》という行為者の主観的な問題であると捉えている）。V. DAVID [1929 ①] n° 45, p. 47.

⁸⁵ DAVID [1929 ②] p. 421.

3 David の議論にみる Josserand の影響と両者の議論の比較

(1) 序説

次に David が自説の構築にあたって言及し、大きな影響を受けていると考えられる民法学者である Louis Josserand の議論と比較・検討する。Josserand の権利論は、「フランス学説における一連の多彩な権利本質論の起点ともなった」⁸⁶と評される、非常に重要な意義のあるものである。以下では、Josserand の権利論と権利濫用法理を概観し、David の議論と比較することによって、David の議論の特徴を明らかにする。

(2) Josserand の権利論と権利濫用法理

Josserand の権利観は次のような記述に集約されている。

「いかなる特権、すなわちすべての法的権限《pouvoir juridique》は、その起源、その本質、そして、それらが果たすように運命付けられた使命においても、社会的《sociaux》なのである。」⁸⁷

「現実において、そして組織化された社会においては、いわゆる（主観的）権利《droits subjectifs》は、職分としての権利《droits-fonction》なのである」⁸⁸。

Josserand によれば、あらゆる権利に一定の目的が見出されることになる⁸⁹。そして、個人的な特権として位置付けられる（主観的）権利《droits subjectifs》でさえも、「職分としての権利《droits-fonction》」として把握されることになる。

Josserand の権利観は、そのまま権利濫用の基準となる。すなわち、

⁸⁶ 山口俊夫「ジョスラン／権利の精神とその相対性について」伊藤正己編『法学者人と作品』（日本評論社、1985年）157頁。

⁸⁷ JOSSERAND [1939] n° 292, p. 394.

⁸⁸ JOSSERAND [1939] n° 292, p. 395. 《droits-fonction》を「職分としての権利」として把握することについては、高・前掲注(26)98頁による。

⁸⁹ Josserand の議論は、フランスにおける権利の社会化と呼ばれる現象に大きな影響を与えることになる（山口・前掲注(86)157頁参照）。この点について、山城一真「フランス法における「契約上の特権」論」都筑満雄ほか編『後藤卷則先生古稀祝賀論文集・民法・消費者法理論の展開』（弘文堂、2022年）327頁を参照。

Josserand は諸権利に見出される社会的な責務やその精神を逸脱する権利の行使を「濫用」と捉える⁹⁰。Josserand の権利濫用の議論において試金石となるのが、「正当な動機《motif légitime》」⁹¹ 概念である。Josserand は以下のように論じる。

「権利の精神という目的からひき出された目的論的な基準は、抽象的で逃れやすい性格を示していて、この性質の故に、もし幸いにして正当な動機による利用のおかげで具体化されるのでなければ、適用上の重大な困難が生ずる⁹²。この利用は、外在化として、その必然的かつ誤りない表出として、各特権にとっての示現の様態、また権利の持ち手によりなされた各行為に際しての示現の様態なのである。行為は正当な動機によって説明され又はされないのに応じて、正常であり又は濫用的であるだろう。そしてこの正当な動機はこうして、一切の権利濫用論の真の礎石を構成し、目にみえる沈殿物の如くである。われわれは、自らの法律的能力をその精神、その使命に適合した動機により利用しなければならない。でなければ、もはやそれを、実のところ、行使しているのではなく濫用しているのである。」⁹³

「正当な動機」概念は、時代の移り変わりに応じて変容する、フレキシブルな概念として把握される⁹⁴。そしてこの「正当な動機」の概念の中に、「濫用」を構成する様々な要素が取り込まれることになる。Josserand は以下のように論じる。

「権利の歪曲⁹⁵ は、重いまたは大して重要でない犯された過失、視野の

⁹⁰ JOSSERAND [1939] n° 292, p. 395.

⁹¹ 《motif légitime》を「正当な動機」として把握することについては、水波訳・前掲注 (29) 384 頁による。

⁹² なお、水波訳・前掲注 (29) 384 頁の翻訳では、《ainsi qu'on l'a noté, il faut voir dans ce concept le critère personnel et spécialisé de ce critère universel et encore abstrait qui est donné par la destination sociale des différents droits》(JOSSERAND [1939] n° 296, p. 400) の部分が抜けている。

⁹³ JOSSERAND [1939] n° 296, pp. 400-401. 以下の翻訳は、水波訳・前掲注 (29) 384 頁による。

⁹⁴ JOSSERAND [1939] n° 299, p. 407.

狭さ、不注意、拙劣、技術的過誤によって示され、具体化されるし、その他権利の保持者が自己一身の利益のために又はたんに他人の真の利益を見損ねて他人の特権を用いるとか、かれが自己のための能力を自分に利益なくしかも他人を害するしかたで行使したとか、さらには利用の種々の仕方のあいだで、その本性上正当な利益を害するものを選んだとか、あるいは最後に、制度の現実化、その着手のうでで技術的次元の間違いを犯したとかいったことで権利の精神やその機能と適合しえない利用を、敢えてすることを含意するなにかの欠陥によっても示され、具体化される。」⁹⁶

Josserand の権利濫用法理は、以上の《détournement du droit》という表現からも明らかなように、行政法学における権限濫用法理と接近する⁹⁷。そして、前述のように、Josserand によれば、様々な要素が「正当な動機」概念を通して、権利濫用の要素として取り込まれることになる。それゆえに Josserand にとっては、権利濫用の基準は主観的なものか、それとも客観的なものかという議論は、さして重要なものではないということになる⁹⁸。

(3) 考察

① Josserand の権利論との比較

権利は一定の目的によって拘束されるという以上の Josserand の基本的な権利観は、David に共有されている。小論においてその点は顕著である。しかしながら、David は Josserand の権利観に全面的に同意するわけではない。David が一定の目的によって拘束されるとするのは、

⁹⁵ 水波訳・前掲注 (29) 384 頁では、《détournement de droit》の訳語について、「権利の歪曲」という表現が選択されている。《détournement》の語については、本稿では「濫用」の訳語を当てているが、上記の部分は直接引用の部分であるので、「権利の歪曲」という表現をそのまま用いている。

⁹⁶ JOSSERAND [1939] n° 300, p. 410. 以上の翻訳は、水波訳・前掲注 (29) 384-385 頁による。以上のような要素の認定は、問題となっている権利の精神の性質に従って (selon la nature et l'esprit du droit en cause)、裁判官に委ねられることになる (V. JOSSERAND [1939] n° 301, p. 410)。

⁹⁷ JOSSEAND [1939] n° 294, p. 399.

⁹⁸ JOSSERAND [1939] n° 304, p. 414.

《droit-fonctions》あるいは《fonction》として分類される権利のみである。物権や債権といった、David が《droits-pouvoirs》とする権利については、私的な利益の追求に向けられることを否定していない⁹⁹。Josserand はこのような権利についても、資格者の個人的な利益の追求という一定の目的によって拘束されることを強調している¹⁰⁰。この点が David と Josserand の権利観にかかる最も大きな相違点であるといえる。

② Josserand の権利濫用法理との比較

次に David の権限濫用法理は、Josserand の権利濫用法理と比較する。先にみたように、Josserand の権利濫用法理は、行政法学における権限濫用法理と極めて接近することになる。他方で、Josserand の権利濫用の基準は、必ずしも主観的な問題に限定されていない。様々な要素が考慮され、その目的を逸脱する権利が行使された場合に濫用とされることになる。

一方で David が提示する権限濫用法理は、テーズでは明確に主観的なアプローチであることを志向している¹⁰¹。この点で伝統的な行政法学における権限濫用法理に近いアプローチである。他方で小論においては、テーズと異なりその射程が広がっていることは考慮しなければならないが、そのような主観的なアプローチであることは放棄され、社会的な目的や果たすべき使命といった客観的な面が強調されている。この点で Josserand の権利濫用法理と接近することになる。

V おわりに

1 まとめ

本稿では、株主の議決権の法的性質を「権限」の行使であると把握するフランスにおける通説的理解の起源といえる David の2つの論文を詳細に概観し、その内容を検討・考察するとともに、David の議決権理論に理論的基礎を与えたといえることができる民法学者 Josserand の権利

⁹⁹ V. DAVID [1929 ①] n° 44, p. 45.

¹⁰⁰ JOSSERAND [1939] n° 308, pp. 418-419.

¹⁰¹ V. DAVID [1929 ①] n° 31, p. 36.

論・権利濫用法理と比較・検討した。

David の議論は、しばしば Josserand の権利論とともに引用され、軌を一にする見解として位置付けられる¹⁰²。David は Josserand のモノグラフを引用しており、その権利観に影響を受けていることは明らかであるが、必ずしも全面的に同意しているわけではない。その受容は限定的である¹⁰³。また、問題意識の設定と議論の方法は異なることを前提としなければならないが、小論においては、テーズとは異なり契約法（民法典）の論理に依拠することなく、議決権が相対的であることと社会的な性質が認められることが強調されている。「ソシエテの利益」に適合するように株主の議決権は行使されなければならないという結論は2つの論文において共通するものであるが、そこに至るプロセスは大きく異なるのである。

2 今後の検討課題

本稿は、フランス法における株主の議決権行使の限界、ひいては組織体としての株主総会の権限行使の限界をめぐる議論を検討する基礎研究として位置付けられる。本稿を基礎とした今後の検討課題として以下を挙げることができる。

第1に、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決に至るまで、David の議論がその後の会社法学説において、どのように受け止められてきたのかということの検討である。この時代には Josserand だけでなく、André Rouast や Georges Ripert といった民法学者によって権利論が展開された。また、1950 年代以降、Jean Dabin、Paul Roubier といった法哲学者による権利論が展開された。破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決はそのような権利論の発展を背景に生成・確立することになった。フランス法の正確な理解をする上では、このような隣接する会社法学説以外の分野で展開された議論を踏まえた検討が必要になる。

第2に、破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決以降の議論の検討である。

¹⁰² V. LEDOUX, *supra* note 20, VII.

¹⁰³ 以上の David と Josserand の影響を見出すことができる破毀院商事部 1961 年 4 月 18 日判決は、フランス法におけるいわゆる法の社会化という現象の影響を受けて形成されたということがいえるのではなかろうか。この点の検証は、以下 V・2 に示す第1の問題意識に関わるものである。

これは現在の議論の到達点を明らかにするとともに、わが国の問題を検討するに際して、より実際的な問題を含むものとなる。本判決以降も「多数派の濫用」にかかる判断枠組みは維持されているものの、学説では、1970年代からソシエテの利益を議決権行使の基準とすることへの有力な反対説が主張されてきた¹⁰⁴。また、2000年代以降、そもそも「権限」と捉える伝統的通説に対して疑問が呈され、新たな見解が登場している¹⁰⁵。他方、2019年のPACTE法による民法典1833条の改正の結果、その利益に適合するようにソシエテを運営しなければならないことが明文化された。この点が従来の議論にどのような影響を与えることになるのか問題となる¹⁰⁶。さらにより一般的な問題として、ソシエテの機関そして構成員であるアソシエの行為規範としての「ソシエテの利益」の意義¹⁰⁷をあらためて検討する必要があるだろう¹⁰⁸。これはわが国における解釈論にも示唆を与えるものになると考えている¹⁰⁹。

前稿および本稿において検討したDavidの議論を起点として検討すべき課題は山積みである。

¹⁰⁴ 前掲注(17)-(19)およびこれと対応する本文の記述を参照。

¹⁰⁵ 前掲注(20)およびこれと対応する本文の記述を参照。

¹⁰⁶ 先行研究として、v. B. DONDERO, La loi PACTE du 22 mai 2019 empêche-t-elle de sanctionner les abus de majorité? D. 2019. p. 1349.

¹⁰⁷ このような問題意識は、A. PIROVANO, La «boussole» de la société. Intérêt commun, intérêt social, intérêt de l'entreprise?, D. 1997, chron., p. 189による。

¹⁰⁸ PACTE法を前後して、「ソシエテの利益」に関する論考が数多く公表されている。V. M. GERMAIN et V. MAGNIER, Les sociétés commerciales, 23^e éd., LGDJ, 2022, n° 72, p. 63。また、「ソシエテの利益」については古くから議論の蓄積がある。これらの議論の総括的検討が必要となると考えている。

¹⁰⁹ 例えば、敵対的買収防衛策の適法性(必要性と相当性)の判断にあたり、裁判所は「株主共同の利益」とともに、株主の意思(株主総会決議による承認)を重視している(例えば、東京高決令和3年11月9日資料版/商事法務453号98頁)。ここにいう「株主共同の利益」とは如何なるものであるのか、そしてその判断を株主に委ねるべきであるのか、再検討する必要があるだろう。フランス法においては、「ソシエテの利益」とその判断を株主に委ねることについて豊富な議論がある。

Le nouvel examen de la théorie du droit de vote de René David

Takuya HORII

Cet article examine profondément la théorie du droit de vote de René David. Selon l'analyse de David, le droit de vote de actionnaire est 《droits-fonctions》 ou 《fonction》. Cette explication est l'opinion courante en droit français. David a été influencé par Louis Josserand. Mais sa influence est partielle. Dans cet article, on présente la caractéristique de la théorie de David.

